

第4次広島県肝炎対策計画に係る意見と対応について

1 第2回肝炎対策協議会（令和4年11月30日）

No.	御意見等	変更内容
1	全国平均以下という目標は非常に困難かと思うので、「45%減」だけの記載にしてはどうか。	困難な目標だと思いますが、「肝がん死亡率」の目標については、県民からの共感が得られるよう、一定程度の低減値で妥協せず、「全国平均以下まで低減」を設定します。
2	本計画がB型・C型肝炎に限定することやその理由等を明記した方が良いのではないかと。	次の下線のとおり計画に追記します（P.4） 第1章 広島県肝炎対策計画について 4 肝炎ウイルスの持続感染と肝がん <u>○ ウイルス性肝炎は、A～E型の5種類のウイルスへの感染により起こることが知られていますが、肝がんの原因になり特に対策が必要とされるのはB型及びC型の2種類です。</u>
3	市町の母子保健相談窓口は保健師が担うと思うのですが、肝炎対策に積極的に取り組んでいたきたい。	次の下線のとおり計画に追記します（P.20） 第3章 肝炎の重症化予防を加速するための課題解決策【重点的取組】 4 早期の治療介入につなげる環境づくり （1）発見方法に応じた受診勧奨 取組の方向 ② 妊婦健診で発見された場合の受診勧奨 ○ 市町の母子保健相談窓口において、妊婦が肝炎ウイルス陽性と判定された場合の対応について、事前案内することにより、 <u>保健師による</u> 専門医療機関への受診 <u>勧奨</u> の促進を図ります。
4	母子手帳に肝炎ウイルス検査について記載する項目や出産後の予防接種を記録する項目はあるか	母子手帳に肝炎ウイルス検査や出産後の予防接種の記録をする項目はあり、それらは、母子保健法施行規則で定められています（様式第三号 P.10, P.50） ・肝炎ウイルス検査に関する記録の項目 検査項目（HBs抗原, HCV抗体）、検査年月日、備考欄 ・B型肝炎の予防接種に関する記録の項目 （接種毎の）接種年月日、メーカー又は製剤名、接種者署名、備考欄

No.	御意見等	変更内容
5	職域の陽性者については産業医が受診勧奨等を行っている。	<p>次の下線のとおり計画に追記します (P. 21)</p> <p>なお医療機関の関係者の役割 (P. 40) については、医療機関全般の記載となっており、「肝臓が専門外などの場合」に産業医も含まれるため、今回追記を行っていません。</p> <p>第3章 肝炎の重症化予防を加速するための課題解決策【重点的取組】</p> <p>4 早期の治療介入につなげる環境づくり</p> <p>(1) 発見方法に応じた受診勧奨</p> <p>取組の方向</p> <p>③ 職域健診で発見された場合の受診勧奨</p> <p>○ 定期健康診断の結果を管理する企業の人事労務部門担当者を肝疾患C○として育成するとともに、<u>産業医とも連携し</u>、職員（陽性者）が検査結果を正しく理解し、肝炎治療を適切に受診できるよう、健康管理手帳等の資材を活用した活動を進めます。</p>
6	健康管理手帳の活用について計画中に明記した方が良いのではないかと。	<p>次の下線のとおり計画に追記します (P. 29)</p> <p>第4章 肝炎対策を推進するための諸施策【基礎的取組】</p> <p>2 受検の促進</p> <p>(2) 受検勧奨</p> <p>取組の方向</p> <p>○ 引き続き、医療保険者や薬局と連携して、好事例を展開しながら、肝炎ウイルス検査の受検勧奨の取組を進めるとともに、受検者が検査結果を正しく認識できるよう、<u>検査記録カードや健康管理手帳</u>等の普及を図ります。</p>
7	相談先が分からないケースがある。気軽に相談できる環境整備を検討いただきたい。	<p>県内には様々な相談窓口がありますので、県民に周知を図っていきます。</p> <p>また次の下線のとおり計画に追記します (P. 34)</p> <p>第4章 肝炎対策を推進するための諸施策【基礎的取組】</p> <p>3 受診の促進</p> <p>(4) 相談の応需</p> <p>取組の方向</p> <p>○ 肝疾患相談室による市民公開講座や肝臓病教室の開催など、その機能の充実を図り、肝炎患者等やその家族などの不安を軽減するための情報提供を進めるとともに、肝炎患者等やその家族などの相談内容に応じて、医療従事者や医療ソーシャルワーカーなどとのコミュニケーションの場を提供します。<u>また、肝炎患者等に対する適切な相談支援を図るため、相談窓口の設置状況などの周知を図ります。</u></p>

No.	御意見等	変更内容
8	肝炎ウイルスに感染したことが、本人の知識がなかったり不適切な行動をとったりしたせいであるように誤解を招かないようにしていただきたい。また、患者自身が自ら学ぶことも大切である。	次の下線のとおり計画に追記します (P. 38) 第5章 注視する指標と関係者の役割 3 関係者の役割 県民・患者団体 【正しい知識の習得, 偏見・差別の解消】 ○ 適切な予防を行えば現在は日常生活で感染しないことなど, 正しい知識を習得します。【P25】 <u>(これまでに, 医療や予防接種など, 本人には防げない理由により感染した方もおられます。)</u> ○ <u>患者個人も自らの疾患や治療について学び, 治療や検査を主体的に行います。</u>
9	患者団体の働きかけの内容を具体的に記載してはどうか。	次の下線のとおり計画に追記します (P. 38) 第5章 注視する指標と関係者の役割 3 関係者の役割 県民・患者団体 【受診・受療】 ○ 肝炎患者等からの相談などに寄り添い, より受診・受療しやすい環境の整備に向けて, <u>助成制度の要件緩和などについて</u> 国や県などに働きかけます。【P34】
10	若年層への感染予防の啓発について, 事務局から県の教育委員会にしっかりと働きかけてほしい	次の下線のとおり計画に追記します (P. 41) 第5章 注視する指標と関係者の役割 3 関係者の役割 行政 【正しい知識の習得, 偏見・差別の解消】 ○ <u>教育委員会など,</u> 関係各所と連携し, 学びの機会を提供します。【P23, 26】

2 広島県議会生活福祉保健委員会 (令和5年1月19日)

意見なし

3 パブリックコメント (令和5年1月19日から令和5年2月17日)

意見なし